

よくある質問 Q&A

(主体的・対話的で深い学び)

Q1：主体的・対話的で深い学びとは、どんなことですか。必ず友達や先生と対話をしなければならないということですか。また、深い学びとは、どのように考えたらよいですか。

A1：これらに対する説明と例は、解説総則編 P7～8、P250～254 に示されています。主体的・対話的で深い学びの実現を授業改善しながら、その先にある育成を目指す資質能力を養っていく。さらにその先には生きる力を養っていくということになります。

(教育課程の編成)

Q2：特別支援学級で下学年の教育課程を編成している児童が、小学校卒業後、特別支援学校に入学したとき、小学部3段階達成とみなしてよいですか。

A2：そういうことはあるかもしれませんが、必ずしも同じであるとはいえません。個別の指導計画、小学校の引継ぎや障がいの状態や学習の進捗状況を把握しながら再度、中学部の段階に照らして、その結果2段階達成であれば、そういう対応も考えられます。カリキュラム・マネジメントの一環として適切な教育課程を考えていくことが大切であるということです。

(授業時数・知的障がい教育)

Q3：知的障がい者である児童生徒に対する教育課程の編成において、各教科の年間授業時数を設定するときに小学校、中学校の授業時数が参考になりますか。

A3：そのとおりです。解説総則編 P221 に「特別支援学校の小学部又は中学部において具体的な授業時数を定める際に、別表第1又は別表第2に示された授業時数が、十分参考になり得ると考えられる。」とあります。

(授業時数・特別活動)

Q4：委員会活動は、特別活動として総授業時数の枠内に含めることができますか。

A4：できません。各学年の総授業時数の枠内に含まれる特別活動は、学級活動とホームルーム活動に限ります（解説総則編 P220～221 参照）。

(授業時数・学校給食)

Q5：学校給食は、総授業時数の枠内に含めることができますか。

A5：基本的には、解説総則編 P221「…学校給食に係るものについては除くことになっている」とあります。

ただし、「特別支援学校においては、児童生徒の実態に応じて、食事に関する指導を自立活動の時間の指導として設定したり、…(中略)…合わせて指導を行ったりするなど教育課程に位置付けて指導を行う際には、総授業時数に含めても差し支えない。ただし、いずれの場合においても、一人一人の児童生徒について詳細な実態把握を行い、適切な指導計画を作成して指導を展開する必要があることに留意しなければならない」と記載されています。

(授業時数・自立活動)

Q6：特別支援学校の自立活動の時間に充てる授業時数は、どのように設定すればよいですか。

A6：児童又は生徒の障がいの状態、特性または育成を目指す資質能力等を踏まえながら、適切に設定していくことになります。

授業時数は標準としては示されていませんが、確保しなくてよいということではなく、実態に応じて適切な授業時数を確保する必要があります。

また、自立活動分を小学校や中学校の標準総授業時数に上乗せすると、児童生徒の過重負担となるため、各教科等の授業時数を偏りのないように設定してください。その際、中学部・高等部のホームルームは、35単位時間以上必要であることにも留意ください。

(自立活動の授業時数は解説総則編 P227・解説自立活動編 P45、中の HR は解説総則編 P224～225 参照)

(重複障がい者等の規程・道徳科・特別活動)

Q7：なぜ、道徳科や特別活動を全部替えることができないのですか。

A7：特別活動は、児童会活動、生徒会活動、学級活動、学校行事で構成されています。これを、全部替えるとなると学校行事も替えてしまうことになります。

道徳についても、学校において行う道徳教育は「道徳科の時間を要として」とされており、要となる道徳科を全部替えてしまえば道徳教育そのものが難しくなるためです。

重複障がい者等の規程で大切なのは、幼児児童生徒の実態を丁寧に把握することなく安易にこの規程をあてはめるのではなく、丁寧に実態把握をした上で「特に必要がある場合」に適用されるということです。

(重複障がい者等の規程)

Q8：生徒の実態によって、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を適応させて、一部を取り扱わないことはできますか。

A8：障がいの状態により、特に必要がある場合には、第1章第8節の1を参考にしてください。これらを適用する際には、どのように事後措置するかを十分考慮して、第1章総則第3節の3に規定する調和のとれた具体的な指導計画を作成することが必要です。

ただし、「事後措置を十分に考慮する」とあるように、取り扱わない内容については、後の学年又は学部の学習に影響を及ぼすこともあるため、内容を取り扱わないことを適用することは必要最小限にとどめるなど、慎重な対応が求められます(解説総則編P331～P344 参照)。

(重複障がい者等の規程・知的障がい教育<生活>)

Q9：(生活科) 中学部で小学部の生活の目標・内容をとれるのでしょうか

A9：解説総則編 P335「中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること」を根拠に、重複障害者等で特に必要がある場合には、生活科の目標、内容をとることは可能です。

ただし、学校教育法施行規則に示す教科の名称までを替えることはできないことに留意する必要があります。

(知的障がい教育<生活科と理科、社会、職業・家庭>)

Q10：生活科の内容と理科、社会、職業・家庭との関連性はどのようになっていますか。

A10：小学部の生活科と中学部の職業・家庭、社会、理科との関連性は、解説各教科編 P43、P279、P331 に記載されています。

<解説各教科編 P43 生活科>

(知) 生活科の内容	中学部の教科等の関連性
「ア 基本的生活習慣」、「イ 安全」、「ウ 日課・予定」	主に基本的な生活習慣に関する内容
「エ 遊び」、「オ 人との関わり」、「カ 役割」、「キ 手伝い・仕事」、「ク 金銭の扱い」	主に生活や家庭に関する内容
「ケ きまり」、「コ 社会の仕組みと公共施設」	社会
「サ 生命・自然」、「シ ものの仕組みと働き」	理科

(知的障がい教育・「金銭」について)

Q11：知的障がい教育の金銭についての取扱いはどうなっていますか。

算数や数学では、小学部告示P107 算数「金種の理解」、高等部告示P203 数学「金種の理解と金銭の処理」とありますが、中学部では触れられていません。どう考えたらよいですか。

A11：金銭については、小学部においては生活科で、高学部においては主に家庭科で金銭を扱うことについて示されています。児童生徒が関連して学べるようにする主旨から、小学部の算数及び高等部の数学において内容の取扱いにおける留意事項で示されています。

中学部において具体的な指導を設定する際、記載はされていませんが金銭について中学部で取り上げることを妨げるものではありませんので、小学部の算数及び高等部の数学の内容の取扱いに示す留意事項をふまえた上で適切に取り扱ってください。

(知的障がい教育＜保健体育＞)

Q12：(1) (知) 中学部保健体育「8つの領域 各領域すべて取り扱う」となっていますが、毎学年で8つの領域を必ず扱うのですか。

(2) また施設や用具等が十分でない場合、どのように考えるとよいでしょうか。

A12：(1) A、Hの領域は毎学年で扱い、他の6領域は3年間で計画的に扱ってください。

その根拠は、次のとおりです。

- (告示 P65、解説総則編 P216：教育課程の編成における共通事項(1)ク)「知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。」
- (解説各教科編 P465)『「A 体づくり運動」及び「H 保健」については、3学年間にわたって取り扱うこと。』
- (解説各教科編 P465 イの解説部分)「授業時数については、適切に定めるようにすること」

(2) 各校の実情に応じて工夫しながら行うことが大切です。例えば、武道について以下のように解説されています。

- (解説各教科編 P437)「新たに内容として示した「武道」も含めて各領域とも全て取り扱う」
- (解説各教科編 P442)「・・・武道の運動種目は、学校や地域の実態に応じて相撲、剣道又は柔道などから1つを取り扱うとともに、3学年を見通した指導計画のもと適切な授業時数を設定し・・・」
- (解説各教科編 P467 オの解説部分)「武道場や用具の確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに・・・」

水泳等についても同様の考え方ができます。

(知的障がい教育<小学部の保健領域>)

Q13：知的障がい教育の小学部では、保健領域についての取扱いはどうなっていますか。

A13：(解説各教科編) P245『「A 体づくり運動遊び」又は「A 体づくり運動」及び「G 保健」については、6学年間にわたって取り扱うこと』とあります。

今回の改訂で、生活科の内容が体育の「G保健」に移行していることに留意が必要です。

(知的障がい教育・外国語活動)

Q14：知的特別支援学校小学部の外国語活動について、必要に応じて設けることができると規定されています。これまで行ってきた学習をそのまま位置付けて良いですか。

A14：まずは、現行の小学部の教育課程でどういう位置づけになっていたのかを確認しましょう。

現行の学習指導要領にはありませんが、こういった取組をしていることは多いと思われます。例えば高等部にALTが来校したので、小学部でも外国語の歌を歌うなどの活動に入っているなどです。特別活動の中でやっていたのか、教科「国語」の中でやっていたのか。まず現行どの位置づけになっていたのかが大切になってきます。

その上で、今回の改訂で、外国語活動をとおして育成を目指す資質・能力が明確になっていますので、現行の教育課程を見直した上で、今度は外国語活動として実施するのであれば、外国語活動の目標を達成するために、具体的な指導の形態、指導の内容をどうしていくのか検討しましょう。

つまり、今やっていることを全く否定して、無くしてやるというのではありません。告示P193の目標を確認し、この観点で現行の取組を整理し、「2 内容」と一つ一つ照らし合わせていくことも考えられます。

(キャリア教育)

Q15：キャリア教育に関しての改訂のポイントを教えてください。

A15：自立と社会参加に向けた教育の充実については、キャリア教育の充実や生涯学習への意欲、交流及び共同学習、心のバリアフリーといった中で改善を図っていきます。

現行の学習指導要領では、キャリア教育は高等部においてのみ示されていますが、新学習指導要領では、小中学部学習指導要領にも規定され、幼稚部も含めて早期の段階から、子供たちのキャリア教育の充実を図っていくことが、ポイントの1つであるといえます。

(道徳科)

Q16：項目が2学年ごとに示されていますが、2学年間で項目すべてを指導するということですか。

A16：項目は2学年ごとに示されていますが、1学年ごとに全ての項目を指導する必要があります。

(道徳科)

Q17：前学年の内容に替えた場合、下学年の項目を取り扱うと捉えてよいですか。

A17：そのとおりです。

例えば、3学年の児童（3・4学年の内容項目は20）が2学年（1・2学年の内容項目は19）の内容項目を取り扱う場合、下学年である2学年の19項目を取り扱うこととなります。

(道徳科)

Q18：小学校特別の教科道徳の内容項目全てを指導する必要がありますか。

A18：小学校は、項目内容を特別の教科道徳（道徳科）において、全て指導する（1・2年＝19項目 3・4年＝20項目 5・6年＝22項目）とされています。

特別支援学校においては、解説総則編 P211「各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合（第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を除きいずれの学校においても取り扱わなければならない。」とあります。

ただし、第7節に実態を踏まえ指導内容の重点化を図ることと示されています。また、その際の留意事項等が記載されています。（解説総則編 小P317～、中P323～）

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱いでは、弾力的な編成ができることが示されていますが、道徳科と各教科の記載に留意してください。各教科は一部取り扱わないことはできますが、道徳科の記載はありません。また、自立活動を主とした教育課程についても、道徳科を替えるのは「一部」です。下各学年対応や下学部対応は、道徳科も可能です。

(道徳科・学習評価)

Q19：特別の教科道徳の評価はどのようにしたらよいですか。

A19：本書「総則23」「総則31-32」ページを参照ください。また、詳しくは、平成28年7月29日付け28文科初604号 文部科学省初等中等教育局長通知「1 道徳科の学習評価に関する基本的な考え方について①～⑤」及び添付資料「『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について（報告）（平成28年7月22日道徳教育に係る評価等のあり方に関する専門家会議）」を参考にしてください。

(学校図書館)

Q20： 学校図書館を活用した教育のポイントを教えてください。

A20： 学習指導要領《第3節の2の(1)》に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童又は生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。とされています。

学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、以下の3機能に留意しながら教育を進めていくことが大切です。

1. 児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
2. 児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能
3. 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能

(教科横断的な教育内容・カリキュラム・マネジメント)

Q21： 現代的な諸課題に関する教科横断的な教科内容について、参考となる資料がありますか。

A21： 小学校学習指導要領解説の総則編や、中学校学習指導要領解説の総則編に「付録6」として資料があります。各学校で、それぞれの教育目標や児童生徒の実態を踏まえた上で、カリキュラム・マネジメントの参考として活用してください。

【掲載されている「現代的な諸課題に関する教科横断的な教科内容」】

- | | |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 伝統や文化に関する教育 | <input type="checkbox"/> 主権者に関する教育 |
| <input type="checkbox"/> 消費者に関する教育 | <input type="checkbox"/> 法に関する教育知的財産に関する教育 |
| <input type="checkbox"/> 郷土や地域に関する教育 | <input type="checkbox"/> 海洋に関する教育 |
| <input type="checkbox"/> 環境に関する教育 | <input type="checkbox"/> 放射線に関する教育 |
| <input type="checkbox"/> 生命の尊重に関する教育 | <input type="checkbox"/> 心身の健康の保持増進に関する教育 |
| <input type="checkbox"/> 食に関する教育 | <input type="checkbox"/> 防災を含む安全に関する教育 |

(ICT：情報活用能力)

Q22：ICTを活用した授業のポイントを教えてください。

A22：ICTの活用に関連して、学習指導要領には以下のように示されていますので参考にしてください。

【教科等横断的な視点に立った教育課程の編成】

○学習指導要領 P63～P64 第1章第3節の2の(1)

各学校においては、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

【主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善】

○学習指導要領 P69～P70 第1章第4節の1の(3) *解説総則編 P259～P263

第1章第3節の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることと。

また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。あわせて、小学部においては、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

【各教科等における留意点】

○学習指導要領第1章第3節第3款(3)イ(イ)

○視覚：学習指導要領 P78 第2章第1節第1款1(4) *解説各教科等編 P5～P6

○聴覚：学習指導要領 P79 第2章第1節第1款2(6) *解説各教科等編 P11

○肢体：学習指導要領 P79 第2章第1節第1款3(4) *解説各教科等編 P14

○病弱：学習指導要領 P80 第2章第1節第1款4(4) *解説各教科等編 P17～P18

○知的：学習指導要領 P128 第2章第1節第2款2の8 *解説各教科等編 P253～P254

【自立活動】

○解説自立活動編 P50～P102 第6章「自立活動の内容」において、具体的な指導内容例が取り上げられています。

(一例)

～略～書くことの困難さを改善・克服するためには、口述筆記のアプリケーションやワープロを使ったキーボード入力、タブレット型端末のフリック入力などが使用できることを知り、自分に合った方法を習熟するまで練習することなども大切である(第6章の2の(3)の③)。